○叙勲

椿井　三敏　冨永ヨシ子　中林　長生
旭日単光章を授ける（各通）（十一月四日）
（千葉県白子町議会議員）　山内　忠雄
（米子市議会議員）　山本　浩一
旭日双光章を授ける（各通）　吉岡　知己
浅利　益司　市田敬太郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上十一月五日）
（北海道七飯町議会議員）　奥村　浩之
旭日双光章を授ける
浦部　要右　太田　正留　秦　一男
旭日単光章を授ける（各通）（以上十一月六日）
（静岡大学名誉教授）　池谷　仙之
瑞宝中綬章を授ける
（東京水産大学名誉教授）　井上　實
笠原　道弘
瑞宝小綬章を授ける（各通）
（小松市公立学校長）　小野　正義
小野富士雄
熊谷　博　齋藤　廣治
竹本　昭吾　武山　武
樋口　一郎　廣田　照雄
松田　慈夫　南舘　勝義
望月　光子　吉井　唯士
瑞宝双光章を授ける（各通）
長野　勉　溝渕　高明　水元　満春
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月四日）
北島　一春
富沢美恵子　大滝　幸夫
菊池　静治
須藤　晴雄　根本　茂
深江　久人
三村　睦雄
（国立大学法人職員）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
在間　規人　川崎　憲澄
佐々木　浩　鈴木　正明
本田　秀則　松原　幹男
（茨城県職員）　山本　龍男
山本　良二　渡辺　三男
瑞宝双光章を授ける（各通）
（三等陸尉）　立木　静司
萩山　一博　日高　圀治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月五日）
中山　通　近　英雄
田中　謙一
木森政太郎　富沢美恵子
瑞宝小綬章を授ける
井川　一之　太田新之助
瀬尾　正則　千垣内俊彦
増村　正男　藤田　雄英
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐々木幸治　瀬戸　春男　寺澤英三郎
平田　忠夫　堀井　辰郎
（海上保安官）　本間　達男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月六日）
加藤　欣吾　吉川　光三　吉灘　立
瑞宝小綬章を授ける（各通）　森田　芳則　森野　邦夫
飯森　重雄　伊藤　武雄　遠藤　家弘
大野　忠　島崎　陽夫　下村　石藏
鈴木　勉　田中　延雄　塚田　勇治
中俣　輝雄　沼尾　政一　深瀬　千濤
藤岡　利郎　森澤　勉　山腰　彰
瑞宝双光章を授ける（各通）
泉　忠雄　宍戸　清　田口　丈吉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月七日）
釘尾　博　瀬田　弘
永野　暉夫　廣野　正美
瑞宝双光章を授ける（各通）
高野　藤雄　田畑　一敏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月八日）
高見　隆則　山根　順三
瑞宝双光章を授ける（各通）（十一月九日）
佐藤　正信　松崎　民男
瑞宝双光章を授ける（各通）
一圓敬三郎
瑞宝単光章を授ける（以上十一月十日）
（秋田県湯沢雄勝広域市町村圏組合消防司令）　山内十一郎
瑞宝単光章を授ける（十一月十三日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十二月八日午前九時二十八分御出門、「小堀四郎と鷗外の娘　ひと筋の道」展を御覧のため、世田谷美術館（世田谷区）へ行啓、同十一時八分還啓になった。

御答信

天皇陛下から九月十六日メキシコ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十二日御答信があった。

天皇陛下から十月二十二日ザンビア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十四日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について

次に掲げる在本邦外交官等身分証明票については、当該所持者が身分証明票を未返納のまま離任し、又は当該身分証明票を紛失したことに伴い左記に記載の年月日以降無効となった。（外務省）

身分証明票番号	発給年月日	失効年月日
016—000123—Aa	2009／12／03	2010／09／25

行政不服審査法に基づく異議申立てに係る意見聴取会について

外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手続に関する政令第四条第一項の規定に基づき、意見聴取会の件名、期日及び場所並びに事案の内容を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　野田　佳彦

一　件名
行政不服審査法に基づく異議申立てに係る意見聴取会

二　期日
平成二十三年一月七日　午後二時〇〇分～午後四時〇〇分

三　場所
経済産業省　本館四階　西四会議室（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）

四　事案の内容

1　件名
行政不服審査法に基づく異議申立てに係る意見聴取会

2　申立てのあった日
平成二十二年十一月十九日

3　異議申立人
日本技術企業株式会社　代表取締役　小関守

4　処分庁
経済産業大臣　大畠　章宏

5　異議申立てに係る処分
平成二十二年十月十五日付け日本技術企業株式会社の輸出許可申請に対する不許可処分

五　その他

1　意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号を付記してください。）、氏名（ふりがなを付してください。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付してください。）及び職名）、意見の概要及び事案に関して利害関係を疎明する事実を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限ります。）を作成し、封筒の表に「行政不服審査法に基づく異議申立てに係る意見聴取会陳述希望」の旨を記載して、郵送により、平成二十二年十二月二十一日までに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（郵便番号一〇〇—八九〇一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到着するよう提出してください。なお、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知します。

2　経済産業大臣の指定を受けた者は、経済産業大臣が指定する時刻に来場してください。また、来場の際に、身分証明書、運転免許証、健康保険証等の氏名、住所を確認できるものを持参してください。

3　傍聴を希望する者は、住所、氏名、職業及び「行政不服審査法に基づく異議申立てに係る意見聴取会傍聴希望」の旨を、郵送により、平成二十二年十二月二十一日までに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課に到着するよう提出してください。なお、経済産業大臣が傍聴者を指定の上、その旨を届出者あて通知します。

意見陳述届出書

経済産業大臣
大畠　章宏　あて

（ふりがな）
届出者　氏名　（郵便番号）
住所　（電話番号）
職業